

東電福島原発事故に関する損害賠償請求権の取り組み

令和2年9月24日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

**1. 原子力損害賠償に関する法律相談・情報提供の活用促進**(別添参照)

(1) 対面相談(弁護士)

<福島県内>

- ・常設会場相談 県内主要都市の公共施設等を会場として、定期的に相談会を実施
- ・巡回相談 主に復興住宅の集会所等を会場として、定期的に相談会を実施
- ・弁護士会委託 福島県内の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施

<福島県外>

- ・県外相談会 避難者が多い都県において、年間20回程度、説明・相談会を実施
- ・本部対面相談 NDF本部(東京)で毎週火曜・木曜日に個別相談を実施

<弁護士会委託>全国各地の弁護士事務所、居宅、公共施設等で個別相談を実施

(2) 電話相談・情報提供(相談:弁護士、情報提供:行政書士)

- ・電話相談 NDF本部で毎週火曜・木曜日に電話相談を実施
- ・電話情報提供 NDF本部で毎週月曜～土曜日(祝休日を除く)に電話情報提供を実施

(参考)令和元年度の相談・情報提供件数

- ・対面相談 787件(福島県内614件、福島県外173件)
- ・電話相談・情報提供 654件(電話相談69件、電話情報提供585件)

**2. 賠償請求状況確認の促進**(別添参照)

(1) 請求漏れチェックシートの送付

- ・各市町村の広報誌に同封して約4万部を送付(厚紙、クリアファイル)
- ・避難区域設定の違いで賠償内容が異なることから、それぞれの地域毎に全5種類を作成

(2) 賠償請求状況確認の3ステップ

- ステップ1 チラシ中面のチェックリストで請求状況を確認
- ステップ2 請求状況の不明な点を東京電力に問い合わせ
- ステップ3 当機構の無料相談で専門家に相談

(3) 送付時期、送付部数

9月中:大熊町、双葉町、富岡町、飯館村、南相馬市 計約23,000部

10月中:浪江町、葛尾村、楡葉町、川俣町、川内村、田村市、広野町 計約18,000部

# 2020年9月号 9月・10月開催分 相談会情報

## ● 全国の弁護士事務所等での対面相談 各弁護士会のお問い合わせ先

お電話の際は、「**原子力損害賠償・廃炉等支援機構の無料相談を希望**」の旨をお伝えください。

弁護士会	お問い合わせ先	弁護士会	お問い合わせ先	弁護士会	お問い合わせ先
札幌弁護士会	011-251-7730	新潟県弁護士会	025-226-8855	奈良弁護士会	0742-22-2035
函館弁護士会	0138-41-0232	富山県弁護士会	076-421-4811	和歌山弁護士会	073-422-4580
旭川弁護士会	0166-51-9527	金沢弁護士会	076-221-0242	鳥取県弁護士会	0857-22-3912
釧路弁護士会	0154-41-3444	福井弁護士会	0776-23-5255	島根県弁護士会	0852-21-3450
青森県弁護士会	017-777-7285	山梨県弁護士会	055-235-7202	岡山弁護士会	086-223-4401
岩手弁護士会	019-623-5005	長野県弁護士会	長野 026-232-2104	広島弁護士会	紙屋町法律相談センター 082-225-1600
仙台弁護士会	022-223-2383		松本 0263-35-8501	山口県弁護士会	083-922-0087
秋田弁護士会	018-896-5599		上田 0268-27-6049	徳島弁護士会	088-652-5768
山形県弁護士会	023-635-3648		諏訪 0267-78-3901	香川県弁護士会	087-822-3693
福島県弁護士会	機構予約ダイヤルへ 0120-330-540		伊那 0265-98-0088	愛媛弁護士会	089-941-6279
茨城県弁護士会	水戸 029-227-1133 土浦 029-875-3349	飯田 0265-48-0664	高知弁護士会	088-872-0324	
栃木県弁護士会	028-689-9000	岐阜県弁護士会	058-265-0020	福岡県弁護士会	0570-783-552
群馬弁護士会	027-234-9321	静岡県弁護士会	静岡 054-252-0008 浜松 053-455-3009 沼津 055-931-1848	佐賀県弁護士会	0952-24-3411
埼玉弁護士会	048-863-5255	愛知県弁護士会	052-203-1651	長崎県弁護士会	095-824-3903
千葉県弁護士会	043-227-8431	三重弁護士会	059-228-2232	熊本県弁護士会	096-325-0009
東京弁護士会	霞が関 03-3581-1511 多摩 042-548-3800	滋賀弁護士会	077-522-3238	大分県弁護士会	097-536-1458
第一東京弁護士会		京都弁護士会	075-231-2378	宮崎県弁護士会	0985-22-2466
第二東京弁護士会		大阪弁護士会	06-6364-1248	鹿児島県弁護士会	099-226-3765
神奈川県弁護士会	045-211-7701	兵庫県弁護士会	078-341-1717	沖縄弁護士会	098-865-3737

※各弁護士会の受付時間は各弁護士会のHPをご覧ください、以下の機構HPでご確認ください。

### 弁護士会開催の相談会情報

【場所】中野区白鷺1丁目第3アパート集会室 避難者向けサロン「来らっせしらすぎ」内相談ブース  
 【日時】9月4日(金)、10月2日(金) 10:00～12:00  
 【お問い合わせ先】東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会  
 (霞が関:03-3581-1511 多摩:042-548-3800)

## ● 弁護士による電話での相談、行政書士による電話での情報提供

### 電話相談ダイヤル

**0120-013-814**

(通話料無料) 10:00～17:00 月曜～土曜(祝休日、12/29～1/3を除く)

行政書士による電話での情報提供は、**事前予約の必要はありません。**

行政書士が電話対応し、必要に応じ、弁護士相談をお勧めしたり、紛争解決センター(ADR)や行政などの担当窓口を紹介します。賠償請求で気になることがありましたら、お気軽にお電話ください。

※弁護士による電話での相談は、祝日を除く毎週火・木曜 10:00～12:00(事前予約制)

※機構本部での弁護士対面相談をご希望の場合はこちらのダイヤルにお電話ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構は政府出資の認可法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。

[http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai\\_annai.html](http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai.html)

各相談会の詳しい情報もご確認いただけます。

NDF相談会

検索

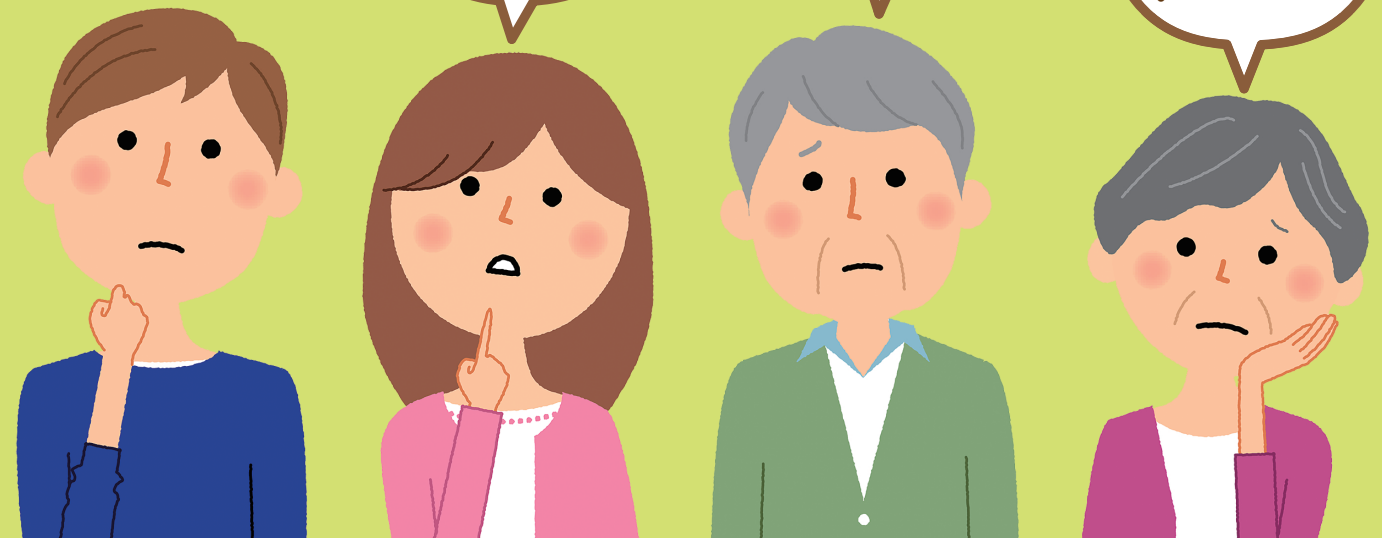


今までどのような賠償をもらったかわからない。請求漏れが心配…。

ADRを申し立てたいけど、どのように主張すればよいの？

避難先での住居購入費や元の住居の修繕費は賠償してもらえるの？

弁護士に相談してみたいけれど、簡単なことでも相談してよいのかしら？



避難指示区域内・区域外、個人・事業者を問わず、原発事故による損害賠償でお困りの方は、ご相談ください。

## 無料弁護士相談

無料で、1回**1時間**、(4月～翌年3月)年度内**6回**までご利用できます。

相談すべきか迷っている方はまずはこちら！

対面相談をご希望の場合  
(事前予約制)

予約ダイヤル 通話料無料

**0120-330-540**

9:30～17:00 土日・祝日も受付(12/29～1/3を除く)

電話相談をご希望の場合  
(相談：弁護士、情報提供：行政書士)

電話相談ダイヤル 通話料無料

**0120-013-814**

10:00～17:00 月曜～土曜(祝休日、12/29～1/3を除く)



# 無料弁護士相談会 開催予定スケジュール

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## ● 福島県内 弁護士対面相談

右面下部の  
予約ダイヤルまで

1 県内主要都市での相談会		開催都市	会場	開催日程
郡	郡山市	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 福島事務所 郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル1階	9月	4(金)、12(土)、18(金)、26(土)
			10月	2(金)、10(土)、16(金)、24(土)、30(金)
福	福島市	コラッセふくしま 福島市三河南町1-20	9月	2(水)、9(水)、19(土)、26(土)、30(水)
			10月	7(水)、10(土)、21(水)、31(土)
い	いわき市	いわき市文化センター いわき市平字堂根町1-4	9月	4(金)、11(金)、13(日)、18(金)、25(金)
			10月	2(金)、9(金)、11(日)、16(金)、23(金)、25(日)、30(金)
勿	いわき市	勿来市民会館1階 いわき市錦町上川田21	9月	19(土)
			10月	17(土)
富	富岡町	富岡町文化交流センター学びの森 富岡町大字本岡字王塚622-1	10月	3(土)
檜	檜葉町	みんなの交流館ならは CANvas 檜葉町大字北田字中満260	9月	5(土)
会	会津若松市	会津労働福祉会館2階 会津若松市西栄町7-9	9月	9(水)
			10月	10(土)
白	白河市	白河市産業プラザ 人材育成センター2階 白河市中田140	9月	18(金)
			10月	16(金)
南	南相馬市	原町生涯学習センター サンライフ南相馬 南相馬市原町区小川町322-1	9月	6(日)、27(日)
			10月	4(日)、25(日)
		ヨークベニマル原町西店 南相馬市原町区南町4-7-1	9月	18(金)、19(土)
			10月	16(金)、17(土)

※各相談会の開催時間・駐車場の有無については、ご予約の際にご確認ください。なお、相談会の開催日程・会場は変更になる場合があります。

**2 福島県内の弁護士事務所等での対面相談 (機構による福島県弁護士会への委託)**

上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所無料で相談を受けることができます。また、ご自宅、入院先等で相談ができる場合があります (条件あり。お問い合わせください)。

右面下部の  
予約ダイヤルまで

## ● 福島県外 弁護士対面相談

下部の  
予約ダイヤルまで

3 県外で開催する説明会 (住居確保損害中心)・相談会 (賠償請求全般)		場所	日時
東京	東京都新宿区	新宿 NS ビル3階会議室 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル3階	9月5日(土) 説明会 10:00~12:00 相談会 13:00~16:00
茨城	茨城県水戸市	茨城県総合福祉会館 茨城県水戸市千波町1918	9月13日(日) 説明会 10:00~12:00 相談会 13:00~16:00
宮城	宮城県仙台市	中小企業活性化センター(アエル6階) 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル6階	10月3日(土) 説明会 10:00~12:00 相談会 13:00~16:00
埼玉	埼玉県加須市	騎西文化・学習センター(キャッスルきさい) 埼玉県加須市根古屋633-10	10月17日(土) 相談会 10:00~12:00、13:00~16:00
山形	山形県山形市	山形市総合福祉センター 山形県山形市城西町2-2-22	10月31日(土) 相談会 10:00~12:00、13:00~16:00

※今後の開催予定都市 ※変更・中止の場合もございます。  
11月: 東京(池袋)・つくば市、12月: 横浜市、1月: 東京(有楽町)・さいたま市、3月: 東京(未定)

**4 東京 (機構本部) での対面相談**

祝日を除く毎週火・木曜 10:00~12:00  
場所 東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階

ご希望の場合は、電話相談ダイヤル  
**0120-013-814**まで  
10:00~17:00 月曜~土曜(祝日、12/29~1/3を除く)

**5 全国の弁護士事務所等での対面相談 (機構による全国の弁護士会への委託)**

上記の相談会場・日程以外でも、お近くの弁護士事務所無料で相談を受けることができます。また、ご自宅、入院先等で相談ができる場合があります (条件あり。お問い合わせください)。

ご希望の場合は、チラシ裏面の  
**各弁護士会まで**

**123 の対面相談 予約ダイヤル(事前予約制)**

**0120-330-540**  
(通話料無料) 9:30~17:00 土日・祝日も受付 (12/29~1/3を除く)

【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症の影響により、当機構で実施している賠償に関する説明会・相談会が、変更・中止となる可能性がございます。変更の有無につきましては、予約ダイヤルまでお問い合わせください。



## ステップ2

請求状況・内容のご不明な点については、東京電力にお問い合わせください（電話or窓口）。その際、「**当機構の本チラシを見ての問い合わせであること**」をお伝えください。東京電力が請求状況を確認し、その内容をお知らせいたします。

<東京電力ホールディングス株式会社 賠償に関するお問い合わせ電話番号>



# 0120-926-404

9:00~19:00（月~金（除く休祝日）） 9:00~17:00（土・日・休祝日）

・東京電力にお問い合わせいただければ、賠償請求状況を確認することができます。ただし、個人情報であるため、ご本人から（もしくはご本人の委任状を持った方）でない情報は開示できないことにご留意ください。

## ステップ3

「請求漏れの不安が残る」、「専門家の意見を聞いてみたい」等の場合、**当機構の無料相談をご利用ください。**

<対面相談をご希望の場合>（弁護士が対応）

予約ダイヤル



# 0120-330-540

受付時間 9:30~17:00（土・日・祝休日受付）

<電話相談をご希望の場合>（相談：弁護士、情報提供：行政書士）

電話相談ダイヤル



# 0120-013-814

受付時間 10:00~17:00（月~土（除く祝休日））

請求漏れについての相談に限らず、「賠償金額に納得がいけない」、「ADRの申立てはどうすればよいか」、「賠償請求権がいつ時効を迎えるのか不安だ」等、原発事故の賠償についてお困りごとがあれば、何でもご相談ください。避難指示区域内外、個人・事業者問わず、どなたでもご利用いただけます。

### ○機構の無料相談会について



毎月、市町村の広報誌に左記の相談会情報（チラシ）を同封させていただいています。相談会の開催予定については、相談会情報（チラシ）をご覧ください。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構は政府出資の認可法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。

[http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai\\_annai.html](http://www.ndf.go.jp/gyomu/sodankai_annai.html)

各相談会の詳しい情報もご確認ください。 **NDF相談会** 🔍 検索



東京電力福島原発事故による被害者の皆さまへ

2021年3月で事故から10年。  
原子力損害の賠償請求はお済みでしょうか？

一度、請求漏れがないか等のご確認をおすすめします。

（本チラシ中面）  
請求状況  
チェックリスト  
付き

（弁護士・行政書士）  
専門家に  
無料で相談  
できます

### 請求漏れ確認の3ステップ

（詳しくは中面及び裏面をご覧ください）

#### ステップ1

チェックリストは、  
本チラシ中面に掲載！



チェックリストで  
請求状況を確認

#### ステップ2

「機構のチェックリストを  
見て電話したんだけど...  
分からないところがあった」



請求状況の不明な点を  
東京電力に問い合わせ

（東京電力 問い合わせ電話番号）  
**0120-926-404**

#### ステップ3

「請求漏れがないか不安で...」



機構の無料相談で  
専門家に相談

（対面相談をご希望の場合）  
**0120-330-540**

（電話相談をご希望の場合）  
**0120-013-814**

# 請求漏れ確認の3ステップ

## ステップ1 ご自身で以下のチェックリストを参考に請求状況をご確認ください。

### 避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域） 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求） 請求状況チェックリスト

個人賠償		対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか	財物賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	
避難生活等による精神的損害		避難等によって被られた精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家財の賠償（一般家財、高額家財）	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>	
	要介護者等への増額	要介護状態等のご事情による、避難等によって被られた精神的苦痛の増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	仏壇の賠償	財物価値が喪失したものの時価相当額または避難による管理不能に伴う財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>	
移住を余儀なくされたことによる精神的損害 ※帰還困難区域、大熊町、双葉町が対象		長期間にわたって帰還不能となり、当該地域における生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	/	宅地・建物・借地権等の賠償	【宅地、借地権】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分 【建物】 避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなう財物価値の減少分、管理不能にもなう財物価値減少の原状回復費用	<input type="checkbox"/>	
その他 実費等	避難・帰宅等に係る費用相当額	避難またはご帰宅に伴い負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				田畑の賠償
		家賃に係る費用相当額	避難等に伴い発生した家賃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宅地・田畑以外の土地の賠償	避難指示期間中に生じた市場価値の減少分	<input type="checkbox"/>
生命・身体的損害		避難等を余儀なくされたため生じた医療費、付随費用および入院慰謝料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車に関する賠償	継続して警戒区域・帰還困難区域内にあったことにより、使用不能もしくは修理が必要となった車両の車両費用もしくは修理費用	<input type="checkbox"/>	
就労不能損害		避難等によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収分、転居費用、通勤交通費増加額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	墓石等の移転（修理）に係る賠償	避難指示区域内に存在していた墓石等の修理もしくは移転に要した費用	<input type="checkbox"/>	
帰還に伴う就労不能損害 ※帰還後、損害が発生した場合、当該月から最長12ヶ月間		帰還に伴う就労環境の変化によって発生した給与等の減収額等	<input type="checkbox"/>	/	立木の賠償	(避難指示区域および避難指示区域外の双葉郡) 対象区域内に存在していた立木に生じた市場価値の喪失分 (福島県内（上記区域以外）) 対象区域内に存在していたしいたけ原木として出荷予定の立木に生じた市場価値の喪失分	<input type="checkbox"/>	
早期帰還に伴う追加的費用 ※事故後4年以内に避難指示が解除された地域に、解除後1年以内に帰還した場合		先行して避難指示が解除された区域に帰還することに伴い、負担を余儀なくされた追加的費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				住居確保に係る費用
自主的避難等に係る損害 ※避難等対象区域に居住されていた方で、対象期間に18歳以下の方および妊娠されていた方が対象 ※対象期間は、①平成23年4月23日から平成23年12月31日、②平成24年1月1日から平成24年8月31日		放射線被ばくへの恐怖や不安、それに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	移住・帰還される先で新たな住居を確保するための費用（定額賠償）	<input type="checkbox"/>		

### 旧緊急時避難準備区域 個人向け・主な賠償項目（東京電力への直接請求） 請求状況チェックリスト

個人賠償		対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか	個人賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	未請求期間 はないか
避難生活等による精神的損害		避難等によって被られた精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自主的避難等に係る損害 ※避難等対象区域に居住されていた方で、対象期間に18歳以下の方および妊娠されていた方が対象 ※対象期間は、①平成23年4月23日から平成23年12月31日、②平成24年1月1日から平成24年8月31日	放射線被ばくへの恐怖や不安、それに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護者等への増額	要介護状態等のご事情による、避難等によって被られた精神的苦痛の増大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	旧緊急時避難準備区域における中学生以下の方および高等学校に在学していた方の精神的損害	避難等に関連した学校生活等における精神的苦痛に係る損害	<input type="checkbox"/>	/				
	旧緊急時避難準備区域における通院交通費等の生活費増加分	インフラの復旧状況等を踏まえた通院交通費等の増加分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自主的除染に係る費用 ※原則、平成24年9月30日までに業者に委託して実施した除染作業が対象	自主的除染に係る費用のうち実際に負担された「外部委託費用」「物品購入費」「証明書類取得費用」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 実費等	避難・帰宅等に係る費用相当額	避難またはご帰宅に伴い負担された交通費、宿泊費、家財道具移動費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	財物賠償	対象となる主な損害	請求済み (合意済み)	
	家賃に係る費用相当額	避難等に伴い発生した家賃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
生命・身体的損害		避難等を余儀なくされたため生じた医療費、付随費用および入院慰謝料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅等の補修・清掃費用	避難等に伴う管理不能により損傷した住宅等を原状回復するためにご負担された費用	<input type="checkbox"/>	
就労不能損害		避難等によって就労が困難となったことにより生じた給与等減収分、転居費用、通勤交通費増加額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

- ・上記は請求の対象とならない項目も含んでいます。例えば、就労不能損害は、事故発生時点において就労されていなかった方（就職・復職予定者を除く）は基本的に対象になりません。
- ・事故時点に居住していた区域によっては賠償対象とならない項目もございます。
- ・直接請求では認められなかった項目や賠償金額でも、個別の事情に応じて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の和解仲介手続で認められる可能性があります。